

川崎港港湾環境整備施設使用料の減免基準

川崎市港湾施設条例施行規則第4条の2の規定に基づき、港湾環境整備施設等使用料の減免基準を定める。

1 川崎市港湾施設条例第3条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる行為を行うための利用について使用料を減免する場合は次のとおりとする。

(1) 減額

ア 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が協賛する各種イベント等による利用で、営利を目的としないものについては、使用料を2分の1減額することができる。

イ 川崎港において港湾環境整備負担金を負担している企業が社員の福利厚生等のため開催する各種イベント等による利用で、営利を目的としないものについては、使用料を2分の1減額することができる。

(2) 免除

ア 国、地方公共団体又はその他の公共団体が主催又は共催する各種イベント等による利用で、営利を目的としないものについては免除する。

イ 国、地方公共団体又はその他の公共団体が後援する各種イベント等による利用で、営利を目的としないものについては免除することができる。

ウ 臨港地区に立地する地縁的団体が主催する各種イベント等による利用で、営利を目的としないものについては免除することができる。

2 川崎市港湾施設条例第3条第2項第2号に掲げる行為を行うための利用について使用料を減免する場合は次のとおりとする。

(1) 減額

なし

(2) 免除

ア 国、地方公共団体その他の公共団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するために行うとき。

イ 各種教育機関が、教育の一環として行うとき。

ウ 報道機関がニュース取材又は川崎港の広報等を目的として行うとき。

3 川崎市港湾施設条例第3条第3項第1号に掲げる施設の利用について使用料を減免する場合は次のとおりとする。

(1) 減額

なし

(2) 免除

次に掲げる各種福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又はこれらの者の付添者が運転する自動車が利用するとき。

ア 身体障害者手帳

イ 戦傷病者手帳

ウ 被爆者健康手帳

エ 療育手帳

オ 精神障害者保健福祉手帳

カ 公害医療手帳

附 則

(施行期日)

この基準は、川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。